

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十五号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表十三の項中「千四百五十円」を「千四百円」に改め、「平成六年国家公安委員会規則第四号」の下に「。以下「講習規則」という。」を加え、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同表十四の項及び十五の項中「法第四百四条の四第六項（法第五百条第二項において準用する場合を含む。）」を「法第五百条の二第二項」に、「千五百円」を「千百五十円」に改め、同表十七の項中「道路交通法施行令」を「令」に、「運転免許に係る講習等に関する規則」を「講習規則」に、「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同項を同表十八の項とし、同表十六の項中「昭和三十五年政令第二百七十号」の下に「。以下この表において「令」という。」を加え、「六百七十五円」を「七百元」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十五の項の次に次のように加える。

十六	運転経歴情報 記録手数料	法第五百条の二第四項 の規定に基づく運転経 歴情報の記録	九百円（運転経歴証 明書の交付又は再交 付と同時に運転経歴 情報の記録を受ける 場合にあつては、百 円）	記録の申 請のとき。
----	-----------------	------------------------------------	---	---------------

第十条第一項中「法第四百四条の四第六項（法第五百条第二項において準用する場合を含む。）」を「法第五百条の二第二項及び第四項」に改め、同項第四号中「第九十二条第一項」の下に「又は法第九十五条の二第十一項」を加え、同項中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「免許証の有効期間

の更新」を「免許証等の有効期間の更新」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（道路交通法施行令（以下この条において「令」という。）第四十三条第四項各号に掲げる者を除く。）
 特定免許情報記録手数料

第十条第二項の表を次のように改める。

番号	手数料の種類別	事務の区分		手数料額	徴収時期
一	運転免許試験 手数料	大型自動 車免許、 中型自動 車免許又 は準中型 自動車免 許に係る 試験	法第九十七 条の二第一 項第一号又 は第二号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合	千六百五十円	受験申請 のとき。
			法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合	千九百五十円（令第 三十三条の六の二第 六号に掲げるやむを 得ない理由のため免 許証等の更新を受け ることができなかつ た者に対する試験に あつては、七百五十 円）	受験申請 のとき。

	<p>法第九十七 条の二第一 項の規定の 適用を受け ない場合</p>	<p>三千九百円（法第九 十七条第一項第二号 に掲げる事項につい て行う試験（以下「 技能試験」という。 ）を公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合に あつては、六千九百円 ）</p>	<p>受験申請 のとき。</p>
<p>普通自動 車免許に 係る試験</p>	<p>法第九十七 条の二第一 項第一号又 は第二号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合</p>	<p>千九百円</p>	<p>受験申請 のとき。</p>
	<p>法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合</p>	<p>千九百五十円（令第 三十三条の六の二第 六号に掲げるやむを 得ない理由のため免 許証等の更新を受け ることができなかつ た者に対する試験に あつては、七百五十 円）</p>	<p>受験申請 のとき。</p>

	<p>法第九十七 条の二第一 項の規定の 適用を受け ない場合</p>	<p>二千五百円（技能試 験を公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合に あつては、三千三百円 ）</p>	<p>受験申請 のとき。</p>
<p>特定第一 種運転免 許（大型 特殊自動 車免許、 大型自動 二輪車免 許、普通 自動二輪 車免許又 は牽引免 許をいう。 以下同じ。 ）又は大 型特殊自 動車第二 種免許若 しくは牽 引第二種 免許に係 る試験</p>	<p>法第九十七 条の二第一 項第二号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合</p>	<p>千八百五十円 法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け ることができなかつ た者に対する試験に あつては、七百五十 円）</p>	<p>受験申請 のとき。</p>
	<p>法第九十七 条の二第一 項の規定の 適用を受け る場合</p>	<p>二千八百円（技能試 験を公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合に あ</p>	<p>受験申請 のとき。</p>

	<p>は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七百五十円)</p>	<p>受験申請のとき。</p>
<p>仮運転免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>千八百円</p>	<p>受験申請のとき。</p>
	<p>法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>千六百五十円</p>	<p>受験申請のとき。</p>

	二 検査手数料	<p>法第九十七 条の二第一 項の規定の 適用を受け ない場合</p>	<p>二千九百五十円（技 能試験を公安委員会 が提供する自動車 を使用して受ける場合 にあつては、四千七 百円）</p>	<p>受験申請 のとき。</p>
	二 検査手数料	<p>大型自動車仮運転免許、 中型自動車仮運転免許 又は準中型自動車仮運 転免許を受けている者 に対する法第八十九条 第三項の規定による検 査（以下この表におい て「検査」という。）</p>	<p>三千九百五十円（公 安委員会が提供する 自動車を使用して受 ける場合にあつては、 六千九百五十円）</p>	<p>受験申請 のとき。</p>
三	再試験手数料	<p>準中型自動車免許に係 る再試験</p>	<p>三千八百五十円（公 安委員会が提供する 自動車を使用して受 ける場合にあつては、 四千六百五十円）</p>	<p>受験申請 のとき。</p>
三	再試験手数料	<p>準中型自動車免許に係 る再試験</p>	<p>二千五十円（法第百 条の二第二項に規定 する準中型自動車の 運転について必要な 技能について行う試 験を公安委員会が提 供する自動車を使用 して受ける場合に</p>	<p>受験申請 のとき。</p>

四				
免許証交付手				
第一種運	原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	
法第九十二				
二千三百五十円（令	千百円	千八百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千五百五十円）	千九百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千七百五十円）	） つては、五千五十円
交付のと	受験申請のとき。		受験申請のとき。	受験申請のとき。

数料

転免許又は第二種

運転免許に係る免許

に係る免許

許証

条第一項の

規定による

交付を受け

る場合

第三十三条の六の二

第六号に掲げるやむ

を得ない理由のため

免許証等の更新を受

けることができな

った者であつて、法

第九十七条の二第一

項第三号に該当して

同項の規定の適用を

受けたもの（以下こ

の表において「特定

試験免除者」という。

）に対する交付にあ

つては、二千五百円

（日を同じくして第

一種運転免許又は第

二種運転免許のうち

二以上の種類の免許

を受ける者（以下こ

の表において「複数

免許取得者」という。

）に対する交付にあ

つては、二千五百

円（特定試験免除者

に対する交付にあつ

ては、千九百円）に、

与える免許一種類ご

とに二百円を加えた

額）

き。

		五		六	
		免許証再交付 手数料		特定免許情報 記録手数料	
		証 仮運転免許に係る免許 二種運転免許に係る免 許証	第一種運転免許又は第 二種運転免許に係る免 許証	証 仮運転免許に係る免許	法第九十五 条の二第十 一項の規定 による交付 を受ける場 合
		千五百十 円	二千六百 円	千百円	二千五百五十 円
		再交付申 請のとき。	再交付申 請のとき。	交付のと き。	交付のと き。
		千五百五十円（特定 試験免除者に係る記 録にあつては、千三 百五十円）（複数免 許取得者に係る記録 にあつては、千三百 五十円（特定試験免 除者に係る記録にあ つては、千百五十円 ）に、与える免許一 種類ごとに二百円を 加えた額）			

	<p>法第百一条 の四の二第 二項の規定 による申出 (以下この 表において 「更新時不 交付申出」 という。) をする場合</p>	<p>八百円</p>	<p>記録の申 請のとき。</p>
<p>法第九十五 条の三の規 定により読 み替えて適 用する法第 九十二条第</p>	<p>千五百円 (法第九十 二条第一項、 第九十五 条の二第十 一項若し しくは第百 一条の四の 二第一項の 規定による 免許証(仮 運転による 免許に係る ものを除く。)の交付又 は法第九十 四条第二項 の規定による 免許証(仮 運転免許に 係るものを 除く。)の再 交付と同時に 記録を受ける 場合にあつ ては、 百円)</p>	<p>千五百五十 円(免許証 (仮運転免 許に係るもの を除く。)及</p>	<p>書換え申 請のとき。</p>

	七		<p>二項の規定又は法第六百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え</p> <p>以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。に係る書換えにあつては、百円）（複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては、千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）</p>	
	<p>免許証等更新手数料</p>	<p>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受けられる場合を除く。）</p> <p>法第百一条の二の二第一項の規定による理由</p>	<p>二千七百五十円</p>	<p>更新申請のとき。</p>

	<p>「請」という。 合）をする場 合</p>		
<p>免許情報 記録の有 効期間の 更新（同 時に免許 証の有効 期間の更 新を受け る場合を 除く。）</p>	<p>經由申請を する場合で あつて、法 第百一条の 二の二第三 項の規定に よる申出（ 以下この表 において「 經由地書換 申出」とい う。）をす るとき</p>	<p>千円</p>	<p>更新申請 のとき。</p>
<p>更新時不交 付申出をす る場合（経 由申請をす る場合を除 く。）</p>	<p>千三百円</p>	<p>更新申請 のとき。</p>	
<p>經由申請及 び更新時不 交付申出の いずれをも しない場合</p>	<p>二千八百五十円</p>	<p>更新申請 のとき。</p>	

八						
經由手数料						
場合	經由地書換申出をする			經由地書換申出をしない場合		
	免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新がある場合、經由申請をする場合、經由申請をしない場合			免許証の有効期間の更新がある場合、經由申請をする場合、經由申請をしない場合		
千七百円	二千九百五十円	二千八百五十円	二千五百円	二千五百円	二千五百円	千九百五十円
のとき。	更新申請のとき。	更新申請のとき。	更新申請のとき。	更新申請のとき。	更新申請のとき。	更新申請のとき。

		<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p> <p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>一万四千四百五十円</p>	<p>審査申請のとき。</p>
<p>十四</p>	<p>教習指導員資格者証交付手数料</p>		<p>千百五十円</p>	<p>交付のとき。</p>
<p>十五</p>	<p>教習指導員審査手数料</p>	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）</p>	<p>一万五千百円</p>	<p>審査申請のとき。</p>

			十七	十六				
			講習手数料	国外運転免許 証交付手数料				
法第百八条の二第一項	法第百八条の二第二項 第二号に掲げる講習	法第百八条の二第一項 第一号に掲げる講習	法第百八条の二第一項 講習一時間について 八百五十円	二千二百五十円	<p>普通自動車免許に係る 教習指導員審査</p> <p>特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査</p> <p>大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許 又は普通自動車第二種 免許に係る教習指導員 審査で、これらの免許 に対応する第一種運転 免許に係る教習指導員 資格者証の交付を受け ている者に対するもの (以下「大型自動車第 二種免許等に係る教習 指導員審査」という。</p>	一万二千円	審査申請 のとき。	
講習一時間について	講習一時間について 二千四百円	講習一時間について 八百五十円	講習一時間について 八百五十円	二千二百五十円		一万二千八百五十円	九千九百五十円	審査申請 のとき。
受講申込	受講申込 みのとき。	受講のとき。	受講のとき。	交付申請 のとき。		審査申請 のとき。	審査申請 のとき。	審査申請 のとき。

<p>第三号に掲げる講習</p>	<p>千九百五十円</p>	<p>みのとき。</p>
<p>法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習</p> <p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習 (準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)</p>	<p>講習一時間について四千六百五十円</p>	<p>受講のとき。</p>
<p>準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)</p>	<p>講習一時間について三千八百円</p>	<p>受講のとき。</p>
<p>普通自動車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について三千五十円</p>	<p>受講のとき。</p>

<p>輪車免許に係る講習</p>	<p>二千八百五十円</p>	<p>みのとき。</p>
<p>普通自動二輪車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 二千七百円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>原動機付自転車免許に係る講習</p>	<p>講習一時間について 二千五百五十円</p>	<p>受講申込みのとき。</p>
<p>法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習</p>	<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一の口において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）</p>	<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一の口において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）</p>
<p>法第九十五条の六第一項の表の備考</p>	<p>八百円（オンライン講習にあつては、二百円）</p>	<p>受講申込みのとき。</p>

<p>考一の八に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（講習規則第八条第一項に定める令第三十条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習</p>		
		<p>千四百円</p>	
		<p>受講申込みのとき。</p>	<p>八百円（オンライン講習にあつては、二 受講申込みのとき。</p>

	<p>考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに對する講習</p>		
<p>法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習</p>	<p>普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二</p>	<p>六千六百円</p>	<p>受講のとき。</p>
	<p>普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二</p>	<p>二千九百五十円</p>	<p>受講のとき。</p>

	<p>第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>
<p>法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習</p>	<p>自動車等（これに準ずるものとして講習規則第八条第二項に定める装置を含む。）を使用する指導（以</p>
<p>一万二千九百円</p>	
<p>受講のとき。</p>	

十八 通知手数料						下この表に おいて「実 車等指導」 という。） を含む講習	
	法第百八条の二第二項 第十四号に掲げる講習	法第百八条の二第二項 第十五号に掲げる講習	法第百八条の二第二項 第十六号に掲げる講習	法第百八条の二第二項 第十号に掲げる講習、 同項第十三号に掲げる 講習及び同項第十四号 に掲げる講習の対象と なる者に対する通知	法第百八条の二第二項 第十号に掲げる講習、 同項第十三号に掲げる 講習及び同項第十四号 に掲げる講習の対象と なる者に対する通知	実車等指導 を含まない 講習	九千三百五十円
	二千六百円	二千五百円	二千五十円	千円		受講のと き。	受講のと き。

備考 一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。

第十条第三項中「十二の項」を「十三の項」に改め、同項の表一の項中「四千元」を

「

「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千二百五十 円	四十二百五 十円
------------	-------------

を

千二百円	四千四百五 十円
------	-------------

に改め、同表二の項中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、

「六千四百円」を「六千二百五十円」に、「二千四百円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の備考一中「十二の項」を「十三の項」に、「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千四百円」を「千三百五十円」に改め、同表の備考二中「十二の項」を「十三の項」に、「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同表第四項中「十四の項」を「十五の項」に改め、同項の表一の項中「

四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千二 円	四千 十円
---------	----------

百五十			
二百五			
を			
		千二百円	
		四千四百五十	
		十円	

に改め、同表二の項中「二千五十円」を「二千百円」

に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表の備考一中「十四の項」を「十五の項」に、「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表の備考二中「十四の項」を「十五の項」に、「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改め、同条第五項中「第一項第十六号」を「第一項第十七号」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十五号。

以下この条において「法」という。）第四条第一項の規定に基づく保管場所を確保していることを証する書面の交付を受けようとする者は、保管場所証明交付手数料を納付しなければならない。

2 前項に定める手数料は、次の表の第二欄に掲げる事務の区分に応じて同表の第三欄に定める手数料額を同表の第四欄に定める時期に徴収するものとする。

手数料の種類別	事務の区分	手数料額	徴収時期
保管場所証明 交付手数料	法第四条第一項の規定に基づく保管場所を確保していることを証する書面の交付	二千百円	交付申請 のとき。

附 則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、

同年四月一日から施行する。